

第百五十一回国会

参議院農林水産委員会會議録第八号

平成十三年四月三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十九日

辞任

森下 博之君

岡崎トミ子君

三月三十日

辞任

柳川 覺治君

四月二日

辞任

小川 勝也君

和田 洋子君

四月三日

辞任

谷本 巍君

補欠選任

森下 博之君

補欠選任

高橋 千秋君

佐藤 雄平君

補欠選任

淵上 貞雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

井上 吉夫君

岩永 浩美君

国井 正幸君

田中 直紀君

中川 義雄君

森下 博之君

佐藤 雄平君

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月二十九日、岡崎トミ子さんが委員を辞任され、その補欠として和田洋子さんが選任されました。

また、昨日、小川勝也君及び和田洋子さんが委員を辞任され、その補欠として高橋千秋君及び佐藤雄平君が選任されました。

また、本日、谷本巍君が委員を辞任され、その補欠として淵上貞雄君が選任されました。

○委員長(太田豊秋君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案の審査のため、本日の委員会に農林水産省生産局長小林芳雄君、同経営局長須賀田菊仁君及び同農村振興局長木下寛之君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(太田豊秋君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案の審査のため、本日の委員会に農林漁業金融公庫総裁鶴岡俊彦君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(太田豊秋君) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岸宏一君 おはようございます。

大臣、副大臣、政務官、それから関係の皆さん、いろいろお忙しいことが多くて、特に大臣には有明海の問題やらセーフガードの問題やら、それから口蹄疫とか狂牛病とか、そういう対策、それから我々の地域を中心とした雪害対策、こういったことに東奔西走の日を送っていらっしゃると思います。心から敬意を表する次第でございます。どうぞひとつお体に気をつけて頑張っていただきたい、こういうふうに思っております。

さて、この農林漁業金融公庫法でございますが、これは昭和二十八年の法制定によりまして、農林漁業者に対し、農業、林業、漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することが困難な場合において融通する目的を持って設立されたということになっております。

大蔵省理財局のリポートによりますと、昭和二十八年度より平成十年度までの累計貸付額は三百六十三万七千件、金額にいたしまして十四兆七千七百三十七億円に上っております。また、現在の貸付残高は四兆円ほど聞いておりますが、その後、十年度以降も毎年一万五千件以上、四千億ないし五千億ぐらいの融資が行われたというふうに思っております。

この公庫というのは、いわばその融資の実態というの、その中身ですけれども、政策金融でございますから、その時代の農林水産政策と表裏一体という形で農林漁業者またはその他の関係者に対応してまいったわけでございまして、まさに政府の農林水産政策を支え続けてきた、こういう仕事をしてくださった、こういうふうに思うわけでござい

本日の会議に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件
○参考人の出席要求に関する件
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(太田豊秋君) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

ます。
この農林漁業金融公庫が果たしてまいりました役割を大臣はどのように評価をされていらつしやるか、これをひとつお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(谷津義男君) 今、先生から御指摘がございましたように、農林漁業金融公庫の果たしてきた役割、これは今、農業の生産、あるいはまた農家の安定といひましようか、経営安定、そういうふうなものに對しまして私は大きな役割を果たしてきたというふうに思ふのであります。

言うならば、市中銀行といひましようか、そういうところからいろいろな貸し付けとして困難と思はれるようなものに對しまして、農林漁業金融公庫が果たしてきたそういった面の役割は、私ははかり知れないものがあると思ふのであります。

特に自然条件等に左右される、収益性の低いといった農林漁業の特性に對応いたしまして、農林漁業の生産力の維持推進といひましようか、そして食料の安定供給の確保といひましようか、つきまして、長期的にしかも低利の融資を行うということを目的としておりますだけに、これまで融資の業務は農林漁業の進展に大きな貢献をしてきたというふうな思つております。

○岸宏一君 さて、大臣、今回の改正でございませうけれども、まず制度の改正によつてこの公庫の資金調達の方法に幅ができたということになるわけですか。しかしながら、この公庫の性格といひましか、目的といひましか、今申し上げましたように、農林中金やその他の金融機関が融資できないようなところに融資するということになつておりますし、また、どうも聞くところによりますというところ、貸し付けるための資金調達をする金利と、それから融資する際の金利の差、あれが逆ざやになつておるといふこと。それで、十二年度では八百億ぐらいの何か政府からの補給金ですか、そういうもので賄つていなければならぬ、こういう公庫の性格と実態。

そんなことを考えますと、どうも財投機関債ですか、こういったものを、市中金利の動向、あるいは国債金利ですか、そういったものの動向に合わせて調達し、そして安い金利で長期的に農水産業関係者の皆さんにお貸しするということになりまうと、ますます逆ざやが大きくなるのではないかと。

今は低金利の時代ですから、割かしそういう問題は實際的には深刻ではあるのではないかもしれせんけれども、将来そういう市中の金利動向に合わせて資金を調達するということになりますというところ、これはとんでもない難しい局面に立ち至るということがどうしても予想されるわけでございます。

そんな中で、一体、平成十三年年度の公庫の予算というものはどういう形で資金を調達することにしたのか、この内容をひとつお聞きしたい。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生御指摘の財投機関債の発行でございませう。これは、市場の評価を通じて業務運営の効率化にインセンティブを与えるという財投改革の趣旨に沿つた改正でございませう。

先生御指摘のように、この財投機関債の発行をできることとしたわけでございませうけれども、これによりまして農林漁業者に對する長期低利の融通に支障が生ずるようなことがあつてはならないというふうな私どもも認識をしてゐるわけでございます。

したがいまして、初年度でございませう十三年度の債券発行額は、財投機関債と政府保証債と合わせて約三百億圓ということ、農林公庫の資金調達、全部で二千九百億圓と予定しておりますけれども、その約一割にとどめるといふことでございませうし、また十三年度は初めてでございませうので、調達コストが上昇しないように比較的短期の、五年程度の償還期限の債券を発行することにしたいといふことでございませう。

十四年度以降につきましても、十三年度の発行状況等を踏まえながら、農林漁業者に對する長期

低利の資金の融通というものに支障が生じないやうにしたいといふふうな考えているところでございます。

○岸宏一君 どうでしょうか、この百五十億ですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 百五十億です。

○岸宏一君 百五十億ですね、市中で調達をするといふことになるわけですが、公庫の経営の状況といふんでしうか、これはそんなに悪くないといふふうな思ふんですけれども、どうですか、これは発行するのは総裁という名前になるわけですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農林公庫が発行いたしますので、総裁という名前前で発行をいたします。

○岸宏一君 それでは、総裁にお尋ねいたしますが、百五十億、市中から調達する自信はありますか。

○政府参考人(鶴岡俊彦君) 今回発行しますのは三百億でございませう、そのうち百五十億は政府保証債でございませう。私と政府の、多分財務大臣の名義で発行するということになるかと思ひます。

それから、財投機関債を私の名義で発行しますけれども、先ほど来経営局長から御説明がありましたが、従来に貸し付けに影響があつてはならないといふことで、規模を百五十億に抑えていませうし、また短期の五年物について発行を予定しております。

率直に言ひまして、初めてのことで私も自身も不安を持っておりますけれども、発行するに際しましては、私も金融機関の格付その他をとることになつておまして、できるだけ立派な格付をとつて資金調達を円滑にやつて融資に支障がないような最善の努力をしていきたいといふふうな考へております。

○岸宏一君 大変正直な、率直なお話でございませう。不安もございませうといふことでございませう。何かほかの特殊法人では、今回は資金調達をし

ない、財投債をやらないといふ、そういうところもあると聞いておりますが、そういう場面もあるいは考えられたと思ふんですけれども、しかしながら、せつかくこういう制度ができたんだから不安もあるけれどもやってみよう、何とかやらないかといふ、こういう積極的な姿勢はこれは大変結構なことだと思ひます。でき得るならば、今後はそういった財投機関債をできるだけ伸ばしていつて政府保証債なんといふものは少し減らしていつて、ぜひ、実力を蓄えていく、そういうふうな金融機関になつていただきたいものだといふふうに思つております。

さて、次でございませうが、次は大臣でございませうが、大臣は提案理由説明でこのようにお述べになつております。

将来にわたる食料の安定供給と農業の多面的機能の発揮を確保するためには、効率的かつ安定的な農業経営を広範に育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが必要であります。

そのためには、意欲ある担い手が、経営環境の変化に適応しつゝ、農業経営の改善を積極的に進進することができるよう、個々の経営の实情に應じた融資対策を進めていくことが必要であります。

と述べておられます。これは、当然のこととは申せ、非常に前向きな融資に對する姿勢といふものを感じさせるものでございませうが、一方、公庫法の第一条には少し、一条の目的のニュアンスといふんでしうか、これと今の大臣の趣旨説明のニュアンスといふのが何となく違つてゐるような、そういうふうな印象を受けるわけですか。

したがつて、この際、大臣がそういうふうな積極的なお考えで融資制度を変えていくといふお考えであるならば、この法律の第一条の目的規定なんかをもう少し改正したらどうかといふ、そういう意見もあるようでございませうけれども、これに對して大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(谷津義男君) これは、食料・農業・農村基本法は農業政策の基本方向を定めたものでございまして、農林公庫法の内容や運用がこれに即したものであるようにすべきことは当然のことだというふうに考えておるわけでございまして。

その一環といたしまして、今回の農林公庫法の改正では、効率的かつまた安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資するためにも、農業経営に着目した融資制度について見直しを行いまして負債整理資金の充実等を図っているところでございまして。

農林公庫法の目的である農林漁業の生産力の維持増進は、基本法と十分整合性のとれたものであるということと考えておるところでございまして、このために、公庫法の内容を改訂せざるに公庫の具体的な融資制度について改訂を行うということとでございまして。

○岸宏一君 そうしますと、今の文言でも、新しい基本法の趣旨、目的等々配慮しないと、こういうお考えで、いわばより広く積極的な解釈で間に合うんだと、こういうふうなことになるわけですね。

○国務大臣(谷津義男君) そうです。

○岸宏一君 わかりました。

しかし、これから時代のさまざまな変遷もございまして、どうぞひとつ柔軟なお考えで、今後、この法の改正によって農家の対応なり融資の姿なり実態なり、こういうものをよく監視というんでしようか注視しつつ、これらの問題を念頭に置かれた対応をひとつお願いしたいものだ、こういうふうな思っております。

さて、これは局長にお伺いいたしますが、どうも難しい言葉で、これは何ぼあれしても暗記できないので、平成十三年度の基本的方針というのでしゅうか、意欲ある担い手に対するきめ細かな経営支援ということで農業経営資源活用総合支援対策、これは非常に難しく長いんですけども、これを打ち出されて、これに従ってさまざまな融資制度というものを考えた、こういうふう

うに私は解釈をしているわけですが、この点、いかがなものでしょうか。

それで、この農業経営資源活用総合支援対策、これについて少し説明をしていただけないか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農業経営資源活用総合支援対策でございます。

先ほど先生言われましたように、この目的が、農業経営の意欲と能力があつて、基本法の第二十条で言います効率的かつ安定的な経営体になることを目指す経営を育成していきたいという趣旨に出たものでございまして。

大きく言いますと中が三つに分かれております。

一つは、認定農業者に対して現在、公庫資金でスーパードリ資金があるわけでございすけれども、これに加えて、系統資金を原資といたします中短期的資金でございす認定農業者育成確保資金というものを創設することが一つでございます。

それから、主業農家で前向き投資資金と負債整理資金を一体的に融通することが必要な経営に対して、経営体育成強化資金、これは公庫資金でございますけれども、現在御審議をお願いしているものでございす。これを融通するのが二つ目でございます。

三つ目に、同じく主業農家で負債整理を優先すべき経営に対して、農業経営維持安定資金、これは公庫資金でございまして、自作農維持資金を発展的に解消したものでございす。それと農業経営負担軽減支援資金、これは営農負債の借りかえてございす。系統原資の資金でございす。

これを融通するという三本立ての資金でございす。

○岸宏一君 今の融資制度のほかに、経営診断とかそういった融資を受けられる農家のきめ細かな対応というところにおいて、ソフト面というの也非常にこれは重要だと思ふんですけども、これはたしか各都道府県において、主に農業会議あ

たりが中心になってやって、今までもやってきているわけですが、新たにこういうものをさらに強調されたという意味合いというのとは、どこかあるところがあるんですか。

それとも一つ、非常にうまくやっているという地域があるならば、ひとつ紹介してください。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 現在でも、意欲ある担い手がさまざまな農業経営の展開を図るに当たりまして、さまざまな経営問題についてきめ細かく支援していくということが非常に重要になっております。このために、今回創設をされます総合支援活動におきまして、担い手に対する経営改善支援活動というものをやっております。まさしく農業会議に置かれております都道府県経営改善支援センターにおきまして、農協あるいは改良普及センター、税理士、公認会計士、それから中小企業診断士、こういう民間のスペシャリストも加えて、これらと連携しながら、担い手のニーズに応じて的確な経営診断、それから相談を行うということにしております。

やはり、例えば負債整理資金を借り入れまして、負債の償還負担の軽減を図りながら再建をしていくというふうな経営につきましては、この経営診断とか相談とかを通じて、今まで経営がうまくいかなかった理由がどこにあるのか、それから改善策はどうしたらいいのか、改善効果が果たしてあるのか等々、的確な融資と効果的な経営改善を推進していく、客観的評価をする上で非常に重要な支援政策ではないかというふうに思っております。

優良事例はちよつと私どもも把握はしていませんけれども、本格的には十三年度から展開されていくというふうに認識をしているところでございす。

○岸宏一君 今年度の支援センターに対する補助等々を考慮しておられると思うんですが、ちよつと細かいんですけれども、これは全国ベースでどの程度を見込んでおられますか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 今年度で経営改善

支援活動事業ということで総額で約十三億円ほどの活動費を見込んでおまして、先ほど申し上げました農業経営指導スペシャリストによる専門的、具体的な相談活動の実施でございすとか、あるいは情報のネットワーク化でございすとか、そういうことに対して支援をしていきたいというふうな考えているところでございす。

○岸宏一君 ひとつ、これは非常に重要な仕事だと思ひますから、力を入れていただきたい。

特に、農業委員会の上部団体というんでしゅうか、農業会議の皆さんが、これはこの前の農業者年金の問題でも非常に最前線で御苦労されまして、今回ようやく新しい年金法改正まで来たわけで、その陰で非常に苦労されたのがこの農業委員会や農業会議の皆さんでございす。こういった方々が本当に地味ながらも真剣に意欲ある農家の経営についてさまざまなアドバイスやお手伝いをしているという、そういう事実をひとつしっかりと受けとめて、これからの対応に誤りなきようお願いをいたしたい、このように思ふわけでございす。

最後に、これは総裁にお伺いをいたします。大臣は、この公庫法の提案理由説明の第三の柱として、公庫の自律性の向上を図るための措置を図った、こういうことを申されておりました。総裁として、自律性という点は今の財投機関債を除いてどこかところが自律性が出てきたというふうな考えますか。

○参考人(鶴岡俊彦君) 私ども、かねて来、行政改革の一環として、公庫自身の自律性といひますか責任ある体制の確立とか合理化等を要請されてきておりまして、そのような趣旨に従って職員の数、あるいは融資の現場重視でありますとか、我々が融資先に対してできるだけサービスのできるような体制を整えてきました。また融資後のアフターケア等も努めてきました。

今回の財投債、政府保証債の発行に当たりまして、そういう改正案が出されているわけですが、それと関連しまして、役員の任命

でありますとかあるいはその他いろいろな諸規定の改廃につきまして、公庫自身の自主性を今まで以上に高めていただくような措置がとられておりまして、私も、その法律の趣旨をそんたくいたしまして、できるだけ我々がやっていけることはやっていこうというふうに考えておるところでございます。

○岸宏一君 確かに、役員の解任とか何かにについては総裁の手によってやる事ができるわけでございますけれども、どうも私わからないのは、今までは主務大臣の認可を受けてという文言が、二つか三つでしたか、主務省令というふうに変えられてるんですね。

この主務省令というのは一体どういうことなんでしょうか。

○参考人(鶴岡俊彦君) いろいろ個別の従来は認可によりまして私ども仕事をしていったわけでございましてけれども、今回の改正では、個別の問題について、一々認可を受けなくても、法規といえますか省令等で一般的に基準をつくっていただきますので、それに従って対応していけるという改正でございまして、いろいろな手続を行うのが簡素に、簡便になってくると。またそれだけ、逆に言葉で言いますと、私ども自身、自己責任でやれというふうなことでございまして、そういう今度の制度改正の趣旨を体して、役職員一丸となって公庫の仕事に邁進していきたいというふうに思っております。

○岸宏一君 今、自己責任ということをおっしゃいましたが、これからはやはり公庫総裁も経営責任の明確化ということを考えていかなきゃならぬと思うんですね。

そこでお伺いしたいのは、何か新しい従たる事務所というものが今度は総裁の権限によってつくることができると。それで、何か新しい従たる事務所をどこかにつくるといふ話があるんですが、これは本当でしょうか。

○参考人(鶴岡俊彦君) 私、率直な気持ちを申し上げますと、私どもの融資は、ほかの政府系金融

機関と違いまして、都市部に集中しているのではなくて全国的に展開しているというふうなことからしますと、現在の二十二支店というのは実際細かいサービスをするためには少ないというふうに思っています。

今回、従たる支店の設置につきまして私どもに若干の幅を持たせていただけたわけでございますけれども、ただ、実際やる場合には予算を必要としますので、予算で決めていただくこと。

それからまた、私も二十二支店でございますし、融資の半分強は委託金融機関、系統あるいは市中銀行に委託してやっておるわけでございまして、そういうところとの関連も考えてやっていかなきゃいけないわけでして、欲しいのは欲しいですけれども、なかなか、そういういろいろな情勢を勘案しながらやっていく仕事でございます。

今後、特に私今心配しておりますのは、農協は二段階制になっていくと、信連自身が統合すると。現在、信連を通じて融資しているのが多いわけですから、その際にどういふふうな対応を我々していくべきか、これは率直に言いますと、いろいろ考えておるところでございまして、今のところ具体的にどうするとかいう考えはございません。

これから、いろいろな推移を見ながら検討させていただきたいというふうに思っておりますのでございまして。

○岸宏一君 総裁、やっぱりこれから公庫の経営内容というのはかなり私は大変だと思っております。政府の補給金がかかりふえてくるだろうと思う。そういう中で新しい従たる事務所をつくるという事は、国民的に考えてみた場合、少し問題があるのではないかと気がいたします。

ですから、できるだけ業務委託というんですか、信連でありますとか金融機関等、そういうものとの連携を密にすることによって、そういうことも目的が達せられることができるのではないかと、そういう気もいたしますので、どうぞひとつ経営責任ということを念頭に置かれて、全

国の農家のために、また日本の農業の将来のために、しっかりとしたお仕事をしてくださいますようお願いを申し上げます。私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○高橋千秋君 民主党・新緑風会の高橋千秋でございます。どうかよろしくお願ひします。

きょうは、農林漁業金融公庫の質問ということで、私も、地元の農業法人で実際に公庫の方から借りているというところへ数軒行ってまいりました。お話を聞いてまいりました。かなりいろいろな要望も伺ってきたんですけれども、そういう農家の代表の声だということでお聞きをいただければありがたいなというふうに思います。

その中で、まず最初に出てきたのが、ある農業法人に行きましたところ、結構な金額を公庫から直接融資を受けているそうなんです。その融資を受けているところが農林漁業金融公庫の方から東京で、どういう会合があったかわからないんですが、招待を受けて、会席のようなものがあつたと。そこへ行ったときに、そういう農業法人の方々というのはほとんど見当たらない、いわば一流企業、食品会社だとかそういう加工会社、名前を出すとはいけませんので、有名な企業がほとんどの方であつたと。

本当に、農林漁業金融公庫というのは、農家だとかそういう農業法人のようないわば農業の担い手の方々にちゃんと融資をしているのかどうか大変疑問だというふうにその方々から言われました。

今回の改正で幾つか貸し付けの制度が創設をされまして、一定の評価ができると思うんですが、その中身が、どうも彼らから見ると農家の方を向いているように思えないということで、ぜひその実態をまずお教えをいただきたいというふうに思います。

○参考人(鶴岡俊彦君) 今、先生御指摘の会合の機会というのは、ちょっと具体的にわからないと正確には申し上げられませんが、私ども、

融資をした後のアフターケアというの也十分やっていますというのを一つの大きなあれにしております。

それからもう一つは、最近、食料消費というのが、原料を消費者が買って家庭で調理して食べるのが、加工品、半加工品とか、それから米飯とか何か最終製品までを買って食事するような、食生活が変わってきておりまして、私ども自身、融資先は農業、林業、水産業、それと、それと密接に関係します加工メーカーあるいは流通関係の方々を融資の対象にしておるわけですが、できるだけそういう方々の結びつきが一つでも二つでもできたらいというところで、ブロックごとに交流会を、関係の方々をお招きし、また私どもが融資の対象になるような方々をお招きして会合をやっているところでございます。

そういう中で、どういう印象を受けたかわかりませんが、私ども自身、やっぱり農林漁業金融公庫は、先ほど来話がありましたように、昭和二十八年に発足以来、農業生産、あるいは山の維持管理、あるいは水産の振興というようなことに力を挙げてきたわけでございます。

企業融資につきましては、二百海里が適用された昭和五十二年以来、二百海里の適用を受けましたのは漁家だけでなく加工業者も影響を受ける。それから、その後、牛肉・オレンジでありますとか十二品目、あるいはウルグアイ・ラウンドで国際化が進展したと。そういう中で、影響を受ける農家に対する融資とあわせて加工メーカーにも融資をやってきたと。

そういうことで、別段、加工製造業に重点を置いておるんでなくて、やっぱり基本というのは、国内での生産、自給力の向上ということは今、農林省の方で大きく取り上げておるわけでございまして、そういう点に役に立つようなバランスある融資というのを心がけてまいりますし、これから農家の方にも誤解を与えないようなことがあれば、そういうことがないようなPRも十分やって

いきたいというふうに考えております。

○高橋千秋君 それでは、資料があるかどうかなんです、食品産業向け、いわば企業の方ですね、それと農業法人の、いわゆる農家、純粋の農業に携わる方々の貸付残高と割合というのは明らかにありますでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) まず、農林公庫の食品産業向け貸付残高でございますが、十一年度末で五千三百五十五億円でございます。そして、残高合計が四兆八百十億円でございますのでその約一二％ということでございます。

一方、残りが農林漁業向けということで約九割になるわけでございますけれども、このうちの農業向けという資金の貸付残高が二兆三千八百二億円でございます。先ほどの残高合計の約六割、五八％ということになっております。

○高橋千秋君 まあ私の予想外に多いという印象もあります、実際、この農業法人なんかで聞きますと、融資を受けるときに非常に厳しい、審査が厳しいということを聞いてまいりました。一流企業の場合でありましたら農林漁業金融公庫から借りなくてもほかの金融機関からも借りることができると、しかし農家、農業者にとってはなかなか貸し付けのときに非常に厳しいことを言われるのが実態だということをお聞きいたしました。その点はいかがでございますでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 個々具体的な貸し付けに關しての融資の状況を把握しているわけではございませんけれども、恐らく担保の設定でございますとかそういうところではいろいろ意思にそごが生ずるような場面があるのではないかとこのように思っております。

農林公庫は、先ほど来出ておりますように、自然条件に左右され収益性が低いという農林漁業向けの専門の政府系融資機関でございますので、私どもとしては、十分な担保を確保し、今回もお願いしておりますけれども、ニーズに応じた資金内容にした上でやはり迅速、的確な融資審査の実施ということが重要ではないかというふうに思っております。

特に、担保の件でございますけれども、農林公庫、御存じのように設備資金が中心でございますので、融資対象物件を担保とする、その担保物件を適切に評価いたしまして、さらには農業者の経営能力でございますとか経営実績というものを勘案して担保徴求の弾力化を図るというようなことを今指導をしております、いやしくも貸せるのに断るだとかそういうことのないようにきちっとした対応をしていきたいというふうに思っております。

○高橋千秋君 担保の話、出ました。これ、金融公庫、またそれから農水省に責任はないわけでありまして、農家から言わすと、持っている土地は農地ですね。評価が非常に低いわけです。特に、一般の市中銀行へ借りに行こうとしても農地は評価してもらえない。その農地を評価してくれるのは農協とこの農林漁業金融公庫ぐらいしかないんだということ、どうしてもやっぱり農協が農林漁業金融公庫に頼らざるを得ない。

これ、農水省として一般市中銀行に指導するということはできないとは思っていただいても、他の金融機関では農地を評価してくれないということについてどういうふうにお考えでございますでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) ただいま先生から御指摘のございました農地を担保とする場合でございます。御承知のとおり、農地の移動というのは農地法で制限をされておまして、効率的に農業を営み得る者に移動する場合に許可が出るというふうになっておまして、そういう意味で金融機関が担保にとります場合の換価性、具体的な金にかえる、そういうものが非常に高くないということ、手続が非常に面倒くさいということがございまして、実際問題そういうことを勘案いたしますと、農林公庫と農協以外の融資機関にとつては非常にリスクがあるということで、民間金融機

関で農地を担保として評価することが消極的であるという傾向があるようにございます。

私どもとしては、農林公庫あるいは農協、こういうところが農業専門の金融機関でございますので、こういうところを御利用をぜひいただきたいというふうに思っておりますし、先ほど申しましたように物件の担保以外に経営能力だとかそういうものも勘案しながら担保徴求の弾力化というものを図っていただきたいと考えているところでございますので、こういう農業専門の金融機関から農業者に必要な資金が円滑に融通されるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○高橋千秋君 先ほど系統の金融機関の話も出ましたが、農家が先ほど話したように、お金を借りたかと思つたときにまず行く金融機関というのは地元の農協だと思つておられる。それで農協でいろいろ相談をすることになるわけですが、先ほど、前の委員の質問の中でも話ありましたが、系統機関と連携をとつてというお話がございました。

ただ、実態を見ますと、農協へ相談に行く、自分のところのいろいろ融資枠がありますから、そつちがまず優先になります。これはまあ当然経営ということがありますからそうなるんですが、住宅金融公庫の説明はもうとうとうやつてくれるらしいんですが、農林漁業金融公庫についてはほとんど触れられない。そうすると、そういういろいろな制度がこれ今回も新たに創設されているわけですが、そういうお金を借りられることと自身がわからないというふうによく言われました、今回あちこち回つたときに。

そういう指導というのか、連携をとつていく中で農協への指導をやつたりもつとすべきだと思いますし、もつと宣伝をすべきだと思つて、その辺はどうお考えでございますでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生御指摘のとおり、せっかくつくりました資金が所期の効果を上げるためには、農林公庫と農協とが適切に役割分

担をしながら連携をとつて対応していくということが不可欠なわけでございます。

例えば、負債整理の資金一つとりましても、制度資金以外の負債整理というのは農協系統資金原資の農業経営負担軽減支援資金でございますし、制度資金の負債整理は農林公庫の農業経営維持安定資金というふうになっておりますので、双方が分担関係を有しておりますので、連携というのが極めて重要というふうに考えております。過去において、やはり私もよく耳にしたこととございまして、やはり私どもよく耳にしたこととございまして、自分の資金が出ないのでなかなか公庫資金を宣伝しないというようなことが、過去には聞いたわけでございますけれども、最近はそのような批判もなくなつてきているように思います。

いづれにしても、今回の新資金、全体としての資金制度につきましては、農協のみならず、普及、市町村、それから先ほど出ました経営改善支援センター等が十分連携して指導できるように、予算もつけまして周知徹底をするというのが一つでございます。

それから、総合的なパンフレットを作成いたしました農協等に配布する、あるいは農林公庫や私ども農林水産省のホームページを通じて情報提供を行う、このようなことで、農家の方に迷惑をかけないように広報活動していきたいというふうに考えている次第でございます。

○高橋千秋君 質問通告してないので答えられるかどうか、もしわかれれば結構なんですが、農協を通じて融資しているパーセンテージというのはどの程度かというのはいくらですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) すべてが農協でないんですけれども、農林公庫の委託貸しが全体の約半分、たしか五三％程度というふうに承知をしております。

○高橋千秋君 それについてはぜひひとつ借りやすくできるようにしてほしいなと思つて、担保のことが先ほど出ました。どうしても担保至上主義でございますので、最近、金融の緩和は随分進ん

ではきているんですけれども、やはり担保がないと借りられない、これが現実だと思えます。

しかし、新たな意欲ある農家の担い手をつくっていくという意味からいえば、やはりある程度可能性にかけてあげる必要があるのではないかと、思っています。裏づけがないのに貸すというのはリスクが大きいわけですからなかなか難しい部分はあるんですが、先ほど申しましたように、農家にとってみればそういう評価が非常に低い農地しか持っていないわけで、新たな意欲を持って事業をやろうとしても、なかなか担保がないということからお金が借りられない。ぜひ、今描いている事業計画なり、こういう形でやっていきますよといういわゆるソフトの部分の担保にできるようなやり方というのはできないかと思うんですが、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 零細で信用力の乏しい農業経営に対して資金の円滑な融通を行っていくためには、担保等の徴求につきましてできるだけ弾力的に行われるということが重要であるというふうに私も認識をしております。

そのために、先生まさに言われましたように、意欲ある担い手の経営改善を支援することを目的とするこの新資金につきまして、まさに経営能力でございますとか経営実績等に着眼した迅速、的確な融資審査を行うことによりまして、経営改善の見込みがある経営に対して円滑な資金融通を行うというふうにいたしたいというふうに思っている次第でございます。

そういうことで、現在、関係機関等と協議しながら融資審査基準、何を審査するか、判断基準はどうするかというのを作成に取り組んでいるところでございまして、これをお示しすることによりまして迅速かつ的確な審査が行われるというふうに期待をしております。

○高橋千秋君 ぜい弾力的な運用をしていただきたいなと思います。

もう一つ、農業法人で言われたのが根抵当という方法ですね。そこは、はっきり言って今、何億借りていいのか詳しいことは知らないんですが、例えば担保の評価が五億あったとして五億借りたとしてですね。それで、毎年順調に返しているようなんですが、二億返したとすると二億分余ってくるわけですが、担保をとられていることで、再度借りるということがもうそれを返し終わるまでできない、それまで何にもその担保については手をつけることができないということを言われたんです。これについて改善点というのはございまして、

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農林公庫資金は、先ほど来お話が出ておりますけれども、民間金融機関では対応することのできない長期低利の資金を融通するというのを目的にしているわけでございます。

そして、その農林公庫資金の内容でございますけれども、農地でございまして施設でございますとか、そういう設備投資のための資金の融通が基本でございまして、貸付期間も平均十八年というふうに長期にわたる設備資金が多いわけでございます。民間金融機関の中には短期の運転資金を中心として融資を行っておられるということで、資金を一定額の範囲内で繰り返し融資するということが根抵当方式というものを採用することが多いわけでございますけれども、農林公庫資金の場合には、先ほど言いましたように、長期の設備投資ということでございまして、根抵当という方式は一般的でございまして、基本的には融資案件ごとに根抵当を設定する方式にならざるを得ないという事情があるというところはご理解を願いたいというふうに思っております。

なお、他の制度資金の中で、例えば認定農業者に対して短期の運転資金を極度貸し付け方式で融資するスーパース資金というのがございまして、系統資金原資の運転資金でございまして、こういう一定額の範囲内で繰り返し融資することが常態であるような資金につきましては、例えば北海道等では根抵当の設定による貸し付けが行われて

ておりまして、このような資金と農林資金を適切に組み合わせる農家の方々のニーズに適切にこたえていきたいというふうに思っている次第でございます。

○高橋千秋君 今、まさにそのお話あったんですが、その回転資金という部分ですね。確かに、農林漁業金融公庫の性格上そういう長期の資金を貸し付ける、それから投資、ハード的な部分の貸し付けというのは主流だと思っておりますけれども、農家からいって農業法人なんかから見れば、やはりハードの部分だけではなかなかやっていけない。通常、いろいろな業務をやっていく中で、やはり農業というのは非常に季節的な産業であります。御存じのように、お米がとれるシーズンとかそれそれありまして、お金が入ってくるのが、安定的に入ってくるわけではなくて、非常に季節的だ。しかし、その季節の前はどうしてもお金が必要の場合が当然ございすよね。そういう部分についてやっぱり融通をしてもええような、回転資金という形になるかわかりませんが、ぜひそういう部分を強化してほしいという要望があったんですが、今スーパース資金という話がありまして、その点もう一度伺いたいんですが、

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農林公庫資金は、先ほど来お答え申し上げておりますように、一般の民間金融機関が対応することが困難な長期資金というものを融通するというのを目的にしております。日々の資金繰りを行う上で必要となりますような短期の運転資金の融通は行っていないわけでございますけれども、この運転資金の中でも長期資金となるものについては対応するというところでございまして、今回、経営体育成強化資金の創設をすることとしておりますけれども、例えば、土地利用型農業部門が、経営面積の拡大した後に、能率的な農業技術とか経営方法を習得するための研修を受ける経費でございまして、あるいは新たな農産加工品等の調査開発に必要な経費でございまして、あるいは育苗の購入等、品種

の転換を行うのに必要な経費でございまして、か、そういうような長期の運転資金については対応できるといふことにしているところでございます。

○高橋千秋君 確かに申しさることはよくわかるんですが、やはり先ほど冒頭に話しましたように、なかなか農家というのは市中銀行から借りれないんですね。農協も最近経営状態がそんなによくないということではなかなか貸してもらえない。本当に日本の農業を、担い手をつくっていくこと、思えば、やはりこの農林漁業金融公庫の意味合いというのは非常に大きいと思うんですね。日本の農業、大変危機的な状況にある中で、やはり農林漁業金融公庫がどこかで手を差し伸べてやる必要があると思うんです。

先ほど、長期資金というお話が基本だということなんですけれども、これ全般に、今後、もう少しそういう細かい、きめ細かいという話がこの中にも随分出ていますが、きめ細かいというのを考えるのであれば、先ほど私が申し上げておりますようなそういう短期的なものもある程度もつと力を入れていくべきではないかと思うんですが、大臣、所見を伺いたいんですが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(谷津義男君) 今の御指摘の点は、非常に私は大事だろというふうに思うわけでありまして、これから農業を営む面につきまして、そうした短期的に必要とするものがかなりあるというふうに私も見ているわけでありまして、そういう面につきましては、何といたしても先ほどから御指摘がありますように、わかりやすくまずすることが非常に大事、それから手続上も簡素化しなきゃいかぬというふうに思っています。そういう中で、しっかりとその辺のところを指導しながら、御指摘のとおり、この点については非常に大事に思っていますから、そういう対応も図らなきゃならぬというふうに思っております。

○高橋千秋君 金利のことなんです、一・三%という水準になっているそうなんですが、民間金

融機関と比較してそんなに有利ではないんじゃないかなというふうには思うんですが、その点はいかがでございましょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 現在の政府系金融機関全体の金利体系の中で一番低い金利水準が現在では一・三％ということになっているわけでございます。それから、民間の状況を見ますと、長期固定の住宅ローン、十年物でございましてけれども、大体三％ちょっとの水準ではないかというふうにも思っているわけでございます。現在の超低金利という状況のもとで、現在は財投からの借入金金利水準と同水準の一・三％というものを設定しているところでございます。そういう一・三％という金利の絶対水準で見た場合、償還期限の上限が二十年とか二十五年といったところを勘案すれば、優遇された金利水準ではないかというふうには私も思っているところでございます。

農林公庫の農業者に対する貸付残高を見てみますと、三％を超える部分が六割あるということでございます。一・三％という金利水準で例えれば借りをかえをするといった場合には、償還期限が事実上かなり長くなるということで、借り受け者の償還負担は相当軽減されるのではないかとこのように考えているところでございます。

○高橋千秋君 ぜひ、今、日本の農業大変危機的状況にあります。よく、北海道の大農家が自殺をしたとか、大変厳しいということはもうだれもが承知をしていることで、この危機を何とかしていかねければ日本がやばりだめになってしまふと思います。私は、農業というのはやばり国の基本だと思っております。これを大事にしていかなければいけないというふうには思っています。その公庫の方が今後そういう方々を助けてあげる、そして日本の農業を再生するための力となるように、もっと弾力的な運用なりさまざまな方策をぜひ考えていただきたいと思いますので、先ほど大臣の方から決意のようなことを伺いました

ので、私の方はそれを要望としておきたいと思っております。

直接その農林漁業金融公庫に関係ないんですが、これも、一つどうしても聞いておきたいことがございまして。

三月十三日付の日本農業新聞の一面に、中山間地域などへの直接支払い交付金という話が出ておりました。これについて、ちょっとわかりづらいものなんです。交付金を集落の代表者が受け取って、二分の一以上を共同活動用にプールして、残りを集落協定参加農家に配分する仕組みというふうには聞いているんですが、これの身を、制度導入の目的と経緯等について伺いをしたいんですが、よろしくお願ひします。

○政府参考人(木下寛之君) 中山間直接支払い制度でございますけれども、近年、耕作放棄地等の増加等によりまして多面的機能の低下が特に懸念されております中山間地域等におきまして、担い手の育成等によりまして、農業生産の維持を通じて、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図るという観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払い制度を平成十二年度から実施をいたしているところでございます。この中で、中山間地域等の営農また農用地の利用の実態等々から、個々では対応困難な零細農家なども含めまして、集団的な取り組みを促進することが耕作放棄地の拡大を防止する上で有効という観点に立ちまして、集落協定方式を採用しているところでございます。

この中で、こういう観点から、交付金につきましても、市町村が集落に交付されます交付金のうち、おおむね二分の一以上を集落の共同取り組み活動に充てるよう指導しているところでございます。

○高橋千秋君 これについて、日本農業新聞が伝えていっているのは、国税庁の内部通達で、課税をするということが出ております。これは実は地元でも、これされると非常に困るなど。当初の話では課税をされないというふうには農水の方では説明をして

きたというふうには聞いているんですけれども、国税庁の内部通達によると、個人所得とみなされることになって課税をすることになりますというお話なんです。これは当初、農水の方は課税をしないということだと思っていたんですが、事実関係はいかがなんでしょうか。

○政府参考人(木下寛之君) 委員御指摘の三月十三日付の一部報道でございます。私も承知いたしておりますけれども、国税庁が今回の直接支払い制度の概要を傘下の機関に説明する、その際に、事務連絡として先ほど御指摘のような内容を下の方に流したというふうな経緯でございます。

私も、今回このような報道に接しまして、国税庁とも調整をいたしております。この中で、国税庁の方からまだ結論は出ておりませんけれども、いずれにしても、十四年度の確定申告に係る部分でございまして、このような国税庁が整理した考え方というのが事実上の交付金の交付の実態を踏まえたものではないというふうなことの説明を聞いております。

私も、交付の実態に即した課税措置が行われるよう、今後国税庁とも折衝を続けていきたいというふうには考えております。

○高橋千秋君 ちょっとわかりづらいんですが、直接支払いというのはそもそも個人に支払われる制度ということで、制度上にはちょっと問題があるんじゃないかな。農水としてはやっぱり法律の裏づけのない共同活動資金というのをプールするように行政指導したんじゃないかという問題があるかと思うんですが、いかがでございましょうか。

○政府参考人(木下寛之君) 先ほど申し上げましたように、中山間におきます耕作放棄の進展を防止するという観点からいたしますと、零細農家を含めまして個々の農家にゆだねると非常に困難だという点がございまして、したがって、集団的な取り組みをぜひ促進したいというふうには考えております。

このような観点から、集団的な取り組みを促進

する意味でも、私も、交付の二分の一につきまして、そのような取り組みに充てるよう指導しているところでございます。

○高橋千秋君 その目的なことはわかったんですが、これも課税されますと、地域、特に中山間地ということでもかなり田舎のあたりですが、私の住んでいるあたりもそうすけれども、みんなでお金を出し合っているようなことをやるわけですね。もし課税をされるということになると、そんな拠出金は出たくないという話が当然出てきますよね。せっかく仲よくやっているその地域が、そういうことになると余計なそういう争いごとまでその地域に起こしてしまう。非常に無用なことがたを起してしまうおそれがあると思うんですが、課税を、国税庁との調整を今されているということなんです。ぜひそういうことのないようにしていただきたいと思います。すけれども、いかがでございましょうか。

○政府参考人(木下寛之君) 私も、交付金の支払いあるいは集落活動への拠出等の実態に見合ったような税務上の取り扱いを行えるよう、今後国税庁とも調整をしていきたいというふうには考えております。

○高橋千秋君 調整をしていくということで、それはそれで結構なんです。新聞にぼんと出るまで調整をやつてこられたんでしょうか。それも、裏づけのないまま突然出てきたという印象がぬぐい切れないんですが、いかがでございましょうか。

○政府参考人(木下寛之君) 冒頭申し上げましたように、昨年来、今回の直接支払い制度、我が国農政史上初めての制度でございまして。これにつきまして、制度創設以来、関係方面にも十分御説明をしてきた経緯がございまして、必ずしも新しい制度ということもございまして、交付の実態について関係方面での共通認識が十分なされてこなかったという面があるかと思っております。

十二年度の直接支払い、三月中に了しましたの

で、このような直接支払いの交付の実態、それから制度のそもそものねらいを十分念頭に置きまして、課税の扱いにつきまして引き続き調整をしていきたいというふうに考えております。

○高橋千秋君 これ、もし課税をされるとなると、制度そのものの根幹を揺るがすような話、これは農業新聞の一面にも同じような話が出ています。非常なちよつと拙速に過ぎる部分があったんではないかと思うんですが、大臣、見解はいかがでございましょうか。

○国務大臣(谷津義男君) 今、局長から御答弁がありましたように、本制度の趣旨それから共同取引組み活動の内容あるいは共同取引組み活動への交付金の充当の状況等を踏まえて、今、国税庁の方に申し入れをしているところでありまして、申しわけないんですが、米の臨特というものがございまして、あれを見ますと、この制度とはちよつと違う面もあるわけでありますけれども、少なくともそれは、国の補助金の方は、国費の分については非課税という取り扱いをされているわけでありますけれども、そういった面とひとつ検討する必要があります。それから、私自身はそういうふうなところを、私自身は、高橋千秋君、ぜひ検討してほしいと思います。

○高橋千秋君 ぜひ検討してほしいと思います。やっぱこれはもう導入間近になってきている中で、それ自身が抜けていたというのはいささか重大な落ち度だと思ふんですね。いざ導入しようと思つたら、これは課税されますよ。もう来年度の確定申告の中でその話が当然出てくるわけで、やはり今まで何をやってたんだという話が当然出てくると思うので、それをやっぱ農家に対する説明も十分するべきだと思ふんですが、私たちの情報としては、この農業新聞に出ていたことしかないので、今後どういうふうな説明をされていくのかも伺いたいと思ふんですが。

○政府参考人(木下寛之君) 先ほど来申し上げているとおり、現在国税庁と調整をしております。私ども、十三年度の直接支払い制度の普及、定着

を進める観点からも、できるだけ早くこの問題について一定の道筋をつけたというふうな考えでおります。このようなことを踏まえまして、農業者にも説明をしていきたいというふうに考えております。

○高橋千秋君 ぜひ説明をしていただきたいし、早急に対応をしていただきたいと思ふます。

やはり、今、さっきの貸し付けの話じゃないですけれども、中山間地は大変な状況にある中で、私は導入の目的は非常にいいことだと思ふんですが、そういう中山間地を助けてあげることに対しては非常にいいと思ふんですが、やはりやり方に非常に問題があるんだというふうな思いをしますし、ぜひ今後、中身をもう少しやっぱ詰めてやっていただきたいと思ふます。

こういうことが出てくるのであれば、今後いいと思つてやられても、後で農家が、実際もらった方がいいが困るという話になれば、これは大変なことになると思ふますので、もう一度、最後に大臣に今後の取り組みについて見解を伺つて、私の質問を終わりたいと思ふます。

○国務大臣(谷津義男君) 実は米のときも、あれは議員立法でやったといういきさつがあります。が、今先生の御指摘、非常に重要なことだろうと私も認識をしておりますので、十分検討してみたいというふうに考えております。

○高橋千秋君 ありがとうございます。この内部通達についても国税庁の方に撤回をさせるようにぜひ言つていただきたいと思ふます。

質問を終わりたいと思ふます。

○風間和君 公明党の風間でありますが、まず、個々の資金の融通の方策について、細かいことも含めて伺いたいと思ふます。

今回の改正案で、農家からの要望が大変強かった、これまで借金していた負債の償還負担軽減が認められることになったということは、大変な私は大きな進歩だと思つています。

そこで、農家省として、農家の金利負担の現状について、最も多い二百万近い販売農家、主業農家はそれはそれでいいと思ふんですが、販売農家における一戸当たりの負債総額と、そして金利負担の推計額をまず教えてください。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 大変申しわけないんですが、その販売農家という統計がございません。農林省の統計調査によりますと、主業農家一戸当たりの借入金、これは営農以外の借入金も含んだ金額でございまして、平成十年末の借入金金が平均五百七十六万円。地域的には、北海道が七百九十一万円で、都府県が四百二十二万円でございまして、このうち負債総額といふのは、北海道が七十二万円、都府県が十六万円という状況になっておりまして、現在の厳しい農業情勢の中で借入金残高というのは増大する傾向にございます。

また、北海道が農家経済実態調査というのをやっております。これによりまして、稲作農家で借入金残高が二千三百七十七万円となつておりまして、その約定利息額が八十五万、それから、畑作農家の借入金残高が二千二十二万円、約定利息額が七十五万円と、このような状況でございまして、

○風間和君 三百二十数万の農家で、主業農家のデータだけで云々言つても困るんですが、二百七十六万、主業農家以外に在るわけで、そのうちの大宗を占めている販売農家がどういう状況になっているのかということとをちゃんと押さえていかないと、先ほどからいろいろ議論を聞いていて、実際上は、制度をつくつていくけれども、本当に借り入れられるのかといった議論とか、質問もあつたわけでありまして、これやれるのかやれないのかちよつと聞かせてください、販売農家のデータ。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 主業農家といふます……

○風間和君 主業は聞いていない。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 農業の中で主たる農家ということになっております。これ以外に販

売農家まで広げるというのは、ちよつと統計情報部とも相談をしてみますけれども、統計のあり方としてなかなか難しいところがあるんじゃないかというふうな思つております次第でございまして。

○風間和君 まさに先ほど局長がおっしゃったように、いろいろな制度資金が認定農家向けと主業農家向けで、いわばしっかりしたところだけしか貸してあげられないという制度になっているわけですから、これだと、本当に農業をやつていく方々に希望を持たせてやれるのかどうかというこの疑問が残るわけですよ。

最も大事な主業農家、専業や第一種兼業、その方々以外のいわゆる、何ぼですか、販売農家というのには定義があるじゃないですか、三十アール以上か販売金額が五十万円以上、ここが大宗を占めている今、日本の農業者です。そのデータを、それは大変な苦労を要すると思ふんですが、そこを押さえないで、幾ら口でいいことを言つた制度資金をつくつても意味がないんだと思ふんです。

大臣、ここはどう思いますか。

○国務大臣(谷津義男君) これは主業農家がメインになっているところでありまして、今先生御指摘のとおり、二種兼業に近いような今話をされておるわけでありますけれども、そういった面の一つの御意見として出てくることについては私も留意をしながら今と今直感的に思つてはいるわけでありますが、この実態は、主業農家をメインとしてやられているんだということについてはひとつ御理解をいただきたいと思ふます。

○風間和君 いや、だから理解はしますと言うのです。

しかし、三百二十四万人の農家がいて、たかだか主業農家というのは四十万ちよつとですよ。二百万の要するに販売農家がいらつしやるわけですよ。このところの押さえをきちつとしないと、特にそして農家自身がいわば経営感覚を求められているわけですから、そういう経営感覚を求められているから、農業簿記なんかをやつたりきちつと

国があるいはいろいろな機関が指導性を持つて、そのところで自立してもらつてよりよい経営農家にしていかなきゃならない。それが要するに農水省の役割でしょう。だから、意見として承るでなくて、大臣、もう一回答弁してよ。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 御指摘でございませうけれども、販売農家の中を見ますと、主業農家と準主業農家と副業の農家で構成されているわけでございます。全体で二百五十万戸ちよつとございませうけれども、例えば副業の農家といひますと、これは百二十八万戸ございませうけれども、六十五歳未満の農業従事日数六十日以上の方のいない農家でございますし、準主業農家といひるのは農外の所得の方が多い農家ということになっておりますので、今後政策のメーンに据えてやつぱり育成をし、それからいわゆる担い手を目指す農家といひるのは我々としては主業農家、五十七万戸ございませうけれども、そこから始めるのが常識的なんではないかというふうに考えている次第でございます。

○風間昶君 あなたの常識と私の常識、違ふのかもしれないけれども、ということとは、聞いていますと、今お話のあつた二百五十万戸の販売農家は切り捨ててもいいというふうにも受け取れかねないですよ。借りかえによつて金利負担は減少しますけれども、元本が減るわけじゃないわけですから、依然として経営体としては償還の努力をしなければならぬ。

結局、この負債対策の根幹といひのは、まさにこの農家の、言つちや悪いけれども、どんぶり勘定に基づく経営姿勢を改めさせることにあるわけですから、キャッシュフローを中心としたこの農業経営、経営管理への移行が直ちにできないにしても、こういう販売農家に経営簿記、農業簿記を第一に普及、取り組まないと底上げができないんですよ。

一方で、主業農家はそれはいいですよ。そのところのだから実態を、幾ら難しい部分があるにしても努力をしていかなければ、何ばあなた、いい

ところばかりを手厚くしたつて、しよせんは四十万戸か五十万戸で終わつちやうわけですよ。その危機感が本当にあるのかどうかということをお聞きしたいわけですよ。どうぞ。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生のせつかくの御指摘でございませうので、ちよつと受けとめさせていただきますまして、分析をして、また御説明をしたいというふうに思つております。

○風間昶君 大臣。

○国務大臣(谷津義男君) 実は今ちよつと数字を聞いてみたんですが、先生の御指摘の農家にどのくらいの負債があるかと聞きましたらば、実態としては非常に小さいものであるというふうなことなんです。そういうことから、この制度からいつての趣旨についていさし検討してみないといけないう面があるやというふうには私は今認識したものでございませう、ちよつとお答えにならないかもしませんが、ちよつと時間をかしていただきたいというふうに思います。

○風間昶君 ぜひ、これは本当に真剣に取り組まないで、日本の農業は沈没してしまふというふうには私は危機感を持つてゐるんです。それは同じ危機感を持つてゐらっしゃると思ふんですよ。ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

そして、特にこの兼業農家では、サラリーマンなんか外部で得た農外所得を、いわばその所得を農業につぎ込んでゐると、注ぎ込んでゐる経営をやらざるを得ない状況になつて、そういう意味では農機具の負債の問題、あるいはそんなことについてだつて、負債は農業収益の中から出すんじゃないで、外部所得から出しているわけで、純然たるというか、客観的に言つて、経営体としての意識といひのはかなり低い部分もあるわけでありまして、こういう農家に対して借りかえ融資を行うというところは、それなりの意義があるとしても、今度何が出てくるかといふと、こうした農家がずっと存在していることによつて、要するに農地の流動化、規模拡大が進まないんじゃないかというジレンマにも陥る、このバランスが大変大事だと思

うんですよ。そこについてはどのようにお考えですか。

○国務大臣(谷津義男君) 私もそのことを今考えておつたわけでありまして、農業外の収入の面で農業に投資をしてゐるといひましようか、機械を買つたりなんかしている農家といひのは非常に多いと思ふんですよけれども、そういう面で見れば、農業をやるといふ形の中で、その中で資金運用をするといひましようか、運転資金等も必要だといふことにもなつてくる、あるいは負債整理といひのものもあるかもしれないけれども、そういうことを考えてみますと、先生の御指摘されたことは十分に認識できるものですから、今、その辺につきましても一回検討させていただきますといひうふうにお考えをいたします。

○風間昶君 じゃ、次に前向き資金について伺いますけれども、従来、認定農業者に対してはいわゆるスーパール資金、これで規模拡大に必要な資金を一括して融資してもらへることになつておりますけれども、これから、先ほどの御説明のように主業農家、認定農家になるために頑張ろうとする篤農家に対しては、若干ハードルが高くてこういう制度がなかったのが、今回の経営体育成強化資金をつくつていただくことによつて、大変そういう意味では大事な制度融資だと思ふんですよ。そうなりますと、この前向き資金といひのは、農業者の中でも認定農業者を目指す人たちを念頭に置くと考へていいですね。

○政府参考人(須賀田菊仁君) おっしゃるとおり、経営体育成強化資金は、スーパール資金の前段階といひうふうには私ども考へておりました、この育成強化資金を借り受けて負債整理を図りながら経営改善を行つて認定農業者になつていく、その段階でまたスーパール資金の活用を通じて効率的かつ安定的な経営を目指す、こういう段階を踏んでいくべきものというふうにお考へております。

○風間昶君 金利は同じで、融資期間は同じで、公庫がやつて、償還期限も二十五年で同じなんだけれども、据置期間がスーパールは十年だけ

も、これは三年というふうな据置期限に差を設けてインセンティブとしようとしたんでしようか、認定農家をふやすために。そう考へていいんだらうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) スーパール資金といひのは、効率的かつ安定的な農業経営を目指しまして、経営改善に取り組む意思を明らかにした認定農業者といひのを対象にしておりまして、農業関係の制度資金の中でも極めて政策性が高いといひうことで、据置期間についても最も有利な取り扱いをするといひうことにしているわけでございます。

一方の経営体育成強化資金につきましては、主業農家で負債整理を図りながら、前向き投資を通じて経営再建に取り組む者といひうこととございませうので、その据置期間は公庫資金の通常どおりの三年といひうことで、政策性の高いスーパールとの間では格差を設けさせていただいてゐるわけでございます。

○風間昶君 そうすると、今後の金利状況によつてこの資金も金利を引き上げざるを得ない局面が出てくるのが予想されるんですよけれども、その際に、スーパール資金よりもこの前向きの経営体育成強化資金の方の金利が高くなるという可能性もあるわけですね。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 経営体育成強化資金の金利は、基本的には農林公庫の調達コストでございませう財政融資資金金利に連動するといひうことになつております。一方で、スーパール資金は最も政策性の高い資金であるといひうことで、金利水準につきましては、その財政融資資金金利が五%以下の場合には上限を二%といひうことになつておまして、その金利が五%以下の場合には経営体の方が三・五、スーパールが二・〇といひうふうな差がつくといひうことになつてゐるわけでございます。

○風間昶君 じゃ、だから高くなる可能性があるといひうことと理解します。認定農家をふやすためには、こういった

金融上の優遇措置のほか、税制上の優遇措置、あるいは直接所得補償をするに当たって傾斜をつくることなども考えられますけれども、当然農村での改革でありますから、地域あるいは集落単位で見ると余分なあつれきが出てこないようにしなきゃならないわけでありまして、今回の改正以外に、認定農家を増加させていくための方策その他、お考え、プランがありましたら教えてください。

○政府参考人須賀田菊仁君 認定農業者、担い手を目指す意欲ある農家でございまして、先生おっしゃられましたように、これまで、農地利用の集積でございましてか税制面でございましてか、あるいは今お話のございましたスーパーLとか、こういうもので育成を図ってきたわけでございまして。

これに加えて、十三年度からは、経営改善支援センターにおきまして、税理士、公認会計士等外部の専門家による経営相談体制というものを強化していくということが一つ。それから、農地を取得して規模拡大を図る認定農業者への助成金の交付というのをしていきたいということが一つ。それから、認定農業者が組織する農作業受託組織へ農業機械のリースというものを促進していくということ、できるだけ認定農業者の確保ということに努めていきたいというふうに考えている次第でございます。

〔委員長退席、理事金田勝年君着席〕

○風間昶君 現在の公庫はいずれも融資主体で対応していますけれども、ほかの産業では、資金繰りの比重が融資という間接金融から出資、投資という直接金融に移りつつあるわけでありますけれども、例えば社債の発行とか株の発行を通じて金融市場から直接資金を調達する流れが加速しているわけで、財投機関債もどつちかという公庫もみずから金融市場において直接資金を調達する方法にほかならないわけでありまして、前の農地法の改正のときに、株式会社農業者生産法人への参入、条件つきながら認められましたけれども、

も、株式会社たる農業者生産法人の自己資本充実の手段として、生産法人に貸し付ける融資資金だけでなく、生産法人の株式を取得する投資資金の創設が私はいずれ必要になってくるんじゃないかと思っています。

農水省として、こうした株式の取得を通じて資金を供給した場合に、株式会社たる生産法人の設立を促進するというのを考えていただきたいと思いますし、例えば中小企業のジャンルでは、何ですか、投資育成株式会社として公的機関がベンチャーキャピタルに役割を果たすようなことも今あるわけで、そういった形態の農業版を考えていくべきではないかと思うんですが、大臣の答弁をいただいて、質問を終わります。

○国務大臣〔谷津義男君〕 先生御案内のように、この農業を今やられている人というのは、労働とか土地とか資本とかいう生産の三要素に基づいて、どちらかというところ農業者自身が経営者というふうな形で実地やられているわけですが、今先生がおっしゃったのは、株式会社という法人という形でありますが、私は、農業法人の経営の発展を図る上で、経営に必要な資金をどのような形で供給するのが望ましいかという点については、今後、農業者の経営に着目した対策の一環として、幅広い角度からこれは考えなきゃならぬかなと今思ったわけでございまして、そういう中で、この出資という方式については一つのテーマであるというふうに思っています、よい指摘を今されたというふうに認識をしまして、早速これ検討に入りたいというふうに思います。

○風間昶君 ありがとうございます。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮です。今回の法律案について伺ってみたいと思います。

〔理事金田勝年君退席、委員長着席〕

先ほど来議論がありますように、本法案によって公庫が債券を発行できるように。その目指すところについてまず確認をしておきたいんですが、政府が財投改革ということによって、市場の評価にさらされるということとを

通じて運営効率化へのインセンティブが高まる、そういう意味のことを目指して今回公庫が債券を発行するようにするというところで、それは間違いありませんか。

○政府参考人須賀田菊仁君 まさに先生おっしゃられた趣旨が財投改革の趣旨でございまして、市場の評価を通じて公庫の業務運営の効率化へのインセンティブを与えるという趣旨で財投機関債が措置されているわけでございまして。

○笠井亮君 この債券発行によって公庫業務に市場原理を導入することになりますけれども、市場評価の基準というのは、財務が健全かどうか、それから資金を返せるだけのいわばもうけを上げることができかどうかということになります。そして、当然格付をとることになりますけれども、この公庫もほかと同様に、やはり財務の健全性、それから償還の確実性などの基準からこれは評価されることになる、それはそういうことです。

○国務大臣〔谷津義男君〕 それはそのとおりです。

○笠井亮君 そうしますと、市場の信認を上げるために体質強化を図っていくことではないかと、市中の金融機関の場合を見れば明らかだと思ふんですが、市中金融機関の場合、特にそうなんですが、市場評価による運営効率化というんです、リストラ、それからリスクに見合うもうけを上げられないような分野からの撤退ということにほかならないような気がします。それだけ厳しいものだというふうに思います。

ところが、公庫の場合、農林漁業といういわば生産性の低い産業に対して長期かつ低利の融資ということで、非常にリスクのある意味では高い業務を行っている。しかも、今回の改正では、負債整理ということと絡めて、さらに投資できるような新たな資金まで創設するというふうにしております。

そうしますと、このような公庫の運営のやり方、本来の性格と、市場原理による運営の効率化

というのは、私考えてみますと、本来これは両立し得ないものじゃないかと思うんですが、この点については、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣〔谷津義男君〕 先生、今回の改正で考えていることは、市場評価を通して業務運営の効率化へのインセンティブを与えるということとでございまして、また一方、農林公庫のいわゆる役目としては、政府系金融機関でもございまして、民間金融機関のように調達コストに一定の利ざやを乗せて貸し付ける、そして利益を稼ぐという性格の機関ではないですね、ここは。そういうことから、政策性や農林漁業者の負担能力を勘案しながら体系的に金利等も決めていくわけでありますから、そういった面を考えた上で、農林公庫の本来の役割に支障が生じないようになっているかなければならぬというふうにも考えているところであります。

○笠井亮君 大臣のそのお気持ちは、今伺ったのは、そういうことということでは何だったんですが、しかし、実際は市場の原理というのは非常に厳しいものだと思いますよ、そこにさらされるということになるわけですから。私は、あちらを立てればこちらは立たずということにならざるを得ない。そして、市場原理の導入によって公庫本来の役割が後退する危険が大だというふうに思うんです。

先ほど説明の中でも一割程度だと、百五十億プラス百五十億だと、それから短期の五年物が中心だということに言われましたけれども、そういう点でいえば、そういったことでは無理して始めることないじゃないかと、今の段階で、財投機関の中でも、その業務の性格に応じて政府保証債とか財投機関債を発行しないと、いわば様子見のところもあるわけですね。そういう中で、そういう道をとることもあったと思うんですが、あえてなぜそこを踏み出さなきゃいけないのかというところは、私、ある意味では重大な疑問点であり問題点だと思うんです。そこまでしてやらな

きやいけないのか。この点はいかがですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先ほど来お話がございませうに、やはり政府系金融機関にも調達コスト意識を持つて業務に取り組みというのがこの財投改革の趣旨でございませうので、我々としても非常に率直に言つて不安な面はあるわけでございますけれども、これを避けて通るわけにはいかないとということで財投機関債を措置したわけでございます。

特に、先生御指摘のように、農林公庫の目的が、農林漁業政策に対応して、民間金融機関では対応が困難な資金を融通するというところでございませう。そうした業務を行うためにこれまで公庫補給金が毎年の予算で措置されてきたわけでございます。そういう業務についての政府との一体性というものを十分に説明をいたしまして、そういうことを念頭に置いた市場での評価と、投資家に受け入れられやすさというふうな私どもは念願をしております。

○笠井亮君 念願しても、なかなかそんな生易しいものじゃないですよ。

それで、今、率直に言つて不安とおっしゃいましたけれども、先ほど総裁も初めのことで不安だと言われた。政府との一体性ということではないらば、そもそも機関債発行なんかしなくたっていいわけ、しかも今回、財投改革、横並びで全部やるというので、ここだけやらないというんじゃないわけですよ。やはり様子見のところも率直に言つてあるわけ。私は、農林公庫に財投機関債発行はそぐわないということを強く指摘させていただきます。

そこで、関連して、次に公庫の融資の姿勢と実態の問題について取り上げたいと思います。

先ほど質疑があつたんですが、公庫というのは、農林漁業の振興のために、市中金融機関では難しい農林漁業者に対する低利かつ長期の貸し付けを行つてゐる。それからまた、食品産業向け融資についても、中山間地域の活性化とか、あるいは農林漁業との連携に資するように行われて、

国内農林漁業の振興にも貢献する性格というのを本来持つてゐるというふうに説明されてきたと思ひますし、そうあるべきだと私も思ふんですが、公庫の運営のあり方としても、食品産業融資というのが農林漁業の発展につながるのが当然だというふうな思ふんですけれども、それはよろしいですね。

○国務大臣(谷津義男君) そういうことです。

○笠井亮君 そこで、実際の公庫の貸し付け状況なんですけれども、私、資料を用意させてもらいました。農水省からいただいたものをとにつくりました二枚紙ですが、資料一をごらんいただきたいと思ふんですが、十年前の八九年から九九年の十年間の全体と、農業、林業、漁業それから食品産業の部門別の貸付計画と実績、そして達成率について一覧表にしてみました。

この十年を見ますと、公庫の農林漁業者向け貸し出しの実績、一貫して計画より下回つてゐる。そして、九九年は、四千三百二十八億円の計画に対して実績は二千五百七十二億円ということで、達成率は五九・四％ということにまで落ち込んで、成績は大幅に悪化してゐると思ふを得ないと思ふんです。九九年の実績は八九年との比較でも、マイナスして見ますと二千九百九十五億円と、半減近くになつてゐる。

それから、他方、食品産業向けの実績を見ますと、一貫して計画を上回つて、九九年は九百二十二億円の計画に対して実績が一千五百八十一億円というところで、達成率を計算すると一七・一・五％と。九九年の実績は八九年と比較してプラスで千二百二十五億円ですか、三・五倍になつてゐるわけ、食品産業向けは一貫して向上し続けているという傾向だと思ひます。

貸出実績をグラフにしたのが資料二、二枚目です。順調に増加してきた食品産業向けの貸し出しと、減少の一途をたどつてゐる農林漁業者向けの貸し出しの対比を私はグラフにしてみてもて感じたんですけれども、一目瞭然だと思ふんです。

実態は、先ほど大臣もお認めになつたと思ふんですが、食品産業への融資というのが農林漁業の発展につながつてゐるかと、本来あるべき方向からすると実際にはつながつてゐないということが起こつてゐるというのがこの十年間を見て明らかな傾向だと思ふんです。

大臣に伺いたいんですが、なぜこんなことになつたのかというので、お考えいかがでしようか。

○国務大臣(谷津義男君) 農林公庫の農林漁業向けの融資については、最近、農産物の需給の緩和といひますか、背景として、投資意欲が減少してゐるということから貸付金額の減少傾向にあるのではないかなというふうに思つております。また一方、食品産業向けの貸出資金については、最近、食品の安全性等に関する消費者意識が非常に高まつてきておまして、そういうもの等を反映して、近年何か貸し付けがどうもふえてゐるという、そういう傾向にあるというふうに見てゐるところであります。

実際は、先ほど局長の方から答弁いたしましたけれども、四兆円からの貸し付けの中で食品産業が五千億をちよつと超えておるぐらいで、一割二割ですか、そういう答弁がありましたが、九割はまだ農林漁業関係者だということでございますので、そういった面では大きく方向が違つてゐるというところではないかというふうに考へてゐるところであります。

○笠井亮君 投資意欲の問題、当然そういうことはあると思ふんですが、私は、残高ベースの数字ということでもまだ圧倒的に、かなりの部分がそういう傾向も明らかに歴然としてあるわけなんです。

つまり、先ほどの質疑でもありましたが、実際は、農林漁業者の方がそういう場に行つてみると、食品関係の産業の方が圧倒的にいたというところで、総裁は誤解のないようにというふうなことを言われましたけれども、このままで、こういう貸し出ししていきますと、明らかに傾向として

は、片や投資意欲減退という方向で行かない、片や食品産業の方はどんどん伸びるという形で、本来、公庫の融資ということでやる趣旨からいへば、農林水産漁業の振興ということのために、本来そこが主であるということをやつてきたはずなんです、これはどういふことになるかということだと思ふんです。

それで、今大臣も触れられたんですけれども、実際伺つてみますと、農産品の価格下落で今ある膨大な借金さえ返せるめどがない、このままでは農業が続けられないというので、とても新しい融資を受ける気になれないというのがやはり今、現状でいえば大多数の生産者の声だと思ふんです。そして、農産物などの価格の低下が農林漁業向けの融資に影響してゐるということは、私は、もう明らかだと思ふんです。私、そこにきちんと手を打たない限り、生産者の生産意欲、それから投資意欲も出てこないし、こうした貸し付けの傾向は変わらないと。

しかも、今回債券発行によつて市場原理が導入されるようになりますと、ますます傾向としてはもうけが上がる分野ということで、特に食品産業のそういうもうけが上がるというところについての融資向けに傾かざるを得ないというふうになつていくと思ふんです。そうすると、公庫が農林漁業の振興という本来の役割を十分に果たしてゐないというところになつてしまふんじゃないかと思ふんですけれども、大臣、このような状況をどう思ふられますか。

○国務大臣(谷津義男君) 先生御指摘のとおり、農林漁業の生産力の維持増進ということから、農林漁業金融公庫の政策的なそういう課題に対応するために農林漁業公庫の資金の貸し付けというものが行われるわけでありまして、この件については、農業者、農林漁業者との安定的な取引の締結など、あるいは生産サイドとの連携を要件として貸し付けの食品産業に対する貸し付けでありますから、今御指摘のありましたとおり、その辺のところを十分に指導しなければならま

せんし、あるいはまたそういうふうなものがあったてこそ初めて食品産業に融資をするということであり、それから、そういう面でも農林漁業の発展のために資する、そういう目的でしっかりとしたもの、その哲学を持ったそういう貸し付けにしていかなきゃならないというふうに考えているところでもあります。

○笠井亮君 哲学を持った貸し付けということで、資するようにならねばと要件も課してやっています、やっているとだと思ふんですが、実際には、一方で、そういう面では食品産業でいけば要件というものを一応念頭に置きながら、ほとんど借りられる、しかし、片や生産者の方々のいうのは、先ほど来大臣もおっしゃっていますけれども、投資意欲が減退しているものと本当に借りられるような状況じゃないところがあるわけですね。

私は、哲学ということで考え方ということをはっきりさせるのは当然必要なことで一つあると思うんですが、大きく言えば、今、全体的な状況の中で、市場原理の導入によって産品価格が低下するなど農林漁業をめぐる情勢が厳しくなっているというところがある、生産者が意欲を持って取り組めるかどうかというのが一番大きなかぎだと思ふんです。意欲を持って生産に取り組めるようになつてこそ、やっぱり私は制度融資による個々の経営体に対する支援政策も生きてくるんだと思ふんです。

だから、そこをきちつとやらねば、要件を課して哲学を持たせたから大丈夫ですと、全体で残高で見ればまだ農業中心ですから、農林水産業中心ですからと、今、今回の改正のことでこういう方向に進めていくと、やっぱり大もとのところで、我々かねてから要求もしておりますけれども、価格補償だとか農林水産漁業産品に対する所得補償ということについてきちつと大きなところで政策の転換といえますか、踏み切りをしないと、こういう融資制度について、本来求めている生産者の方々に喜ばれて生

きていくようなものとして使われるものとしてなつていかないんじゃないかというふうに思ふんですが、その辺で政策の転換というか、価格・所得補償についての、この問題との絡みでもどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(谷津義男君) 確かに、この農林漁業公庫の目的とするものは、生産の増進といふような、所得の確保と申しましょうか、そういうふうなものに資するために融資というのが行われるわけでありまして、今先生御指摘のとおり、そういう面での農林水産省としての政策というものは大事に要素でございまして、そういった面での融資制度と、それとあわせて農業生産、そして農家の所得、経営の安定というものに資していかなければ、これは何ら融資制度そのものが生きてこないということにもなるわけでありまして、その辺のところは十分に配慮しながら指導もしていかなければならぬし、また政策も展開しなきゃならぬというふうに考えているところであります。

○笠井亮君 最後に伺っておきたいんですが、今、所得政策についてもきちつとやるとおっしゃったんですが、この間、衆議院でも質疑がありましたが、夏をめどにということ、日本型というようにも言葉でありましたけれども、具体的に今のこと念頭に置かれながらどのような中身で今検討を進められて、どういう所得政策を確立していこうというふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(谷津義男君) これは、所得政策をやるということについて一つの検討、研究をしているところでありまして、先ほど御指摘のありましたように、夏ごろまでにはそういう方向性が出るのではないかと、こういうことで今検討を進めているところであります。

しかし、大事なことは、私はいつも申し上げることは、要するに消費者といましようか、国民に對しまして、国民の健康を維持するために食の面から寄与していくというのが私は生産者の一つ

の大きな目的でなければならぬと思ひますし、また、農林水産省としてもそういう政策をきちつとやつていかなきゃならぬというふうに思つておるんです。

そのときに、消費者というのは、毎日毎日食べる食料というものはできるだけ安く手に入れたというものは当然これは願望でもあります。そうなるというふうな、生産者の方のいわゆる所得といましようか、そういう製品というものが安くなつてくるであろうということになりますと、当然のこととして生産意欲もわなくなつてきますし、あるいはまたそういう意味で再生産にも結びついていかないということであるならば、他産業並みの生涯所得を確保するということは私は大事な要素の一つだろうと思ふんです。

今、検討されている中に、それじゃ他産業並みとは生涯所得はどのくらいのものかというふうなことで、これが二億二千万から二億七千万、そしてこの中には年金等も入れさせていただきまして、これ約三千万ぐらいに見えているわけでありまして、けれども、そういうふうな中でこの所得政策を展開しなければならぬというふうに思つておられるわけでありまして、ただ、これには共済の問題とかなんかいんな問題もありますものですが、そういうものを精査をしまして、そしてはつきりとした方向づけというのをこの夏までには出してみたいということでございます。

それには法律も改正しなければならぬ面もあるかと思ひますし、あるいは新たな法というのをつくらなきゃならぬかなというふうにも思つておられるわけでありまして、そういう面も含みながら今検討をさせてもらっているところでございます。

○笠井亮君 大規模もそれから小規模も、すべての農林漁業従事者にとって希望の持てる価格・所得補償制度は不可欠だと思ひます。そうしてこそ公庫の役割も発揮されて、将来展望も見えてくる。この点でのきちつとした対応を求めて、質問を終わります。

○岩本莊太君 無所属の会の岩本莊太でございます。お昼の時間に入りましたが、もうしばらくおつき合いをお願いいたします。

ただいま公庫法の改正、いろいろお聞きさせていただきました。私は、直接は関係ありませんが、一応、公庫法そのものでなくて質問させていただきます。

一つは、先日、大臣の所信に對して御質問した折に、まだ積み残しがちよつとございましたので、そちらをまず最初に質問させていただきます。

自給率の向上についていろいろと御議論させていただきまして、これは目標をどうするかということも大事で、それから実際に勝つ手段をどうするかということ、私なりに、やっぱり勝つというか向上させるということは、自給率を向上させるということがやっぱり外国の農産品に勝つことだと。勝つのは何で勝つかというと、価格と品質ではないかと私はそう考えているわけですが、価格の面となるといろんな条件がございまして、なかなか大変で、ましてや、産業連関表ですか、何かそういうのを見ますと、やっぱり農業サイドだけではなかなか解決できないという面がありまして、それはいいんですが、品質の面では、これはやっぱり農業サイドから努力をして勝つという手があるんじゃないかなということ、その辺の出だしだけちょっとお話ししたような気がするんですが、品質というところの面があるんだらうと思ひます。

大臣が、やっぱりたしか、日本人というのは日本でもできたものを食べるのが一番健康になるんじゃないかというふうなお話もございまして、確かにそうだと思います。とすれば、じゃ、それをどうやってPRするかという問題もございまして、さらに栄養価が外国産と日本とどう違うか、地場とどう違うのかということも、しっかり研究する必要もあるでしょうし、そうした場合には、またいわゆる今自給率というのはカロリー・自給率で言っているわけで、大体それが中心のようござい

いますけれども、カロリーといえは炭水化物とたんぱく質と脂肪ですから、非常に限られた作物になるわけですが、それ以外のものもあわせて、じゃ、どう向上したらいいのかわからないような問題もあるかと思ひます。

また、安全性の面からいって、遺伝子組み換え食品を表示することによって消費者に選択を任ずるというふうなことも一つの方法であるというふうなふうに、私なりに考えますというふうなあるんですが、こういう面でも、品質の面から農林省ではどんなアプローチをされているのか、ひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○政府参考人(小林芳雄君) 食料自給率の向上に向けてましてさまざまな対策を講じておりますが、特に今先生お話しされました品質という面でも、私も、例えば麦とか大豆につきましては、非常にこれから取り組んでいくべき課題が多いし、またそれを進めることによって自給率が向上させられるんじゃないかというふうな考えております。

具体的には、小麦の場合には、これも御承知のように、ユーズの皆さんからASW、要するに小麦は日本めんです、こういうものの需要がございまして、こちらの方にまだ国産が余り向かっておりません。したがって、これもかねてからASW並みの品種を開発するか、またそういういろいろな取り組みをするというふうなことを進めておるところでございまして。

また一方で、大豆でございしますが、大豆はこれは煮豆とかまた納豆等ございしますが、こちらの味がよい、あるいはたんぱく質の含有量も高いと、これは非常に評価が高いわけではございしますが、ただ一方で、供給する場合に非常に不安定であるとか、それから生産ロットが小さいと、こういう課題がございまして、そういう意味で、品質にあわせまして、そういう生産サイドの供給体制の整備というふうなことが課題だと思ひております。

いずれにしても、こういう取り組みにつきましまして、昨年定めました食料・農業・農村基本

計画、これを受けた形で品質評価を踏まえました優良品種、新技術の開発普及でありますとか、あるいは栽培技術体系の確立等、こういったことを進めて、将来の自給率目標の達成に向けて頑張っていきたいと、こういった状況でございまして。

○岩本太君 確かに言われるとおりだと思ひますが、そういう正攻法、言うなれば正攻法のアプローチだろうと思ひますけれども、そういうものの以外でも、先ほど言ひましたような、大臣の言われたようなことをどうPRしたらいいかということはあるかもしれないけれども、そういうことを考えていかないと今までどおりに、同じことになっちゃうんじゃないかなというふうな心配がするわけでは。

これは私も思ひついで、本当にこういうことがあり得るかどうかということとはわかんないんですけれども、例えば外食とか今、中食というんですか、コンビニで買ってきて家で食べるような、あるいは方が自宅で料理して食べるよりも自給率が低いんじゃないかなというふうな気も、これはわかんない、これはわかんない、私自身、調べたんですが、なかなか今の段階ではわかりません。さらには、これ都会と田舎でも随分違うんじゃないのかな。そういう現実を、もしそうであれば、そういうものでも含めたそういう取り組みがないと、自給率、自給率と言葉の上では言ひますが、なかなか実際に上は上がらないんじゃないかなというふうな心配があつてしようがないわけでは。

この辺でどれがいいかということとは私もわかりませんけれども、大臣、そういう総合的にもっとお考えになるような方針、農林省としておありになるかどうか、ひとつよろしくお願ひします。

○国務大臣(谷津義男君) 実には、先生御指摘の点については既に農水省の中でも検討をさせてもらつておるところであります。ついでに、外食産業の方々をお呼びしまして、実態はどういうふうな資材の購入をしているのかということも聞かせてもらひました。そのときに、中食をやられ

ている方も実は来られまして、今先生がちょっと御指摘になられました点についていろいろな意見が出ました。

ですから、中食の方が自給率が相当低いのではないかなというふうな御指摘がありました。まさにその辺のところも話の中に出てきて、こういうふうなものも欲しいというふうな要望しても、なかなかそれに対して、それに見合うだけのものが納入されないというふうな話すらあります。あつて悩んでいるんだという話すらあります。したもので、それから、私も、こういう点につきましまして、特に外食産業の方が農協等にそういう要望を出すと、それに対するものに対応がほとんどないんだということまで実は指摘をされたわけでありまして、その辺のところを十分に踏まえながら、農林水産省といたしまして、その対応を考えなきゃならぬというふうな今強く思ひついでいるところでありまして。

○岩本太君 よろしくお願ひいたします。全国的な関心事であると思ひますので、そういう何か隘路があつたら、それはみんなやってほしいなかなきやないかな、考えてもらへる今の国民の皆さんの意識だろうと私は思ひております。

それともう一つ、この自給率なんです、私は先ほど価格と品質だけ申し上げましたが、自給率を維持するといひます、これは一番大切なものは、やっぱり農業経営者をどう確保していくか。最近の傾向を見ますと、どんどんどんどん農地なんか減つていくというふうな状況ですので、本当にこのまま、そつちの方からの心配があるんでないのかなというふうな感じがするわけでは。したがって、農業経営者をどう育て維持するか、今回の法律もそういう点と関連している点が非常に大きいと思ひます。

したがって、農林省全体の施策にならうかと思ひますが、今思ひ出しますと、たしか昔は、前の農業基本法のときは、どつちかというと専業中心で、施策も専業中心の施策がほとんど出された。

ところが、現実には兼業がどんどん広がつていつたと。その失敗といひますか、それを反省して今度の農業基本法になつたんだと思ひますが、したがって多様な農業経営者を育てるというふうなことが今度の柱になつていっていると思ひます。

その辺で、じゃ多様な農業経営者というのとはどうなのか、どんなふうな農林省の方で把握されているのか、その辺をまずお聞きしないと、政策も実態に合つたものになるかどうかという点が心配でありますので、その辺、多様な農業経営者というのとはどんなふうな考えておられるのか、ちよつと問題が大き過ぎるかもしれませんが、御説明を願ひます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生も御承知のとおり、農業というものは、土地でございまして水でございまして、土地の地域資源を生産手段にして、自然エネルギーと資源の循環利用に基礎を置く生産活動が本質でございまして。そして、この生産活動の持続があつて初めて食料の安定供給も可能になりますし、自給率の向上といったものも可能になるわけではございまして。

一方におきまして、日本列島全部を見ますと南北に非常に長いということ、例えば気候一つとしましては亜熱帯から亜寒帯、それから立地条件も平地から山間地域まであるわけではございまして、農村社会の現状も兼業化でございましてか高齢化が進んでおる地域もあるわけではございまして、やはりそういう地域ごとに大きな差異がある中で、地域の自主性とか創意工夫を生かしながら農業を展開していくということが重要になつてくるのではないかなというふうな思ひておる次第でございまして。

地域においてどんな作物を付するか、あるいはどのような土地利用計画でどのような営農形態で生産を担つていくか、あるいは非常に産地間競争も激しいわけではございまして、加工だとか販路をどうしていくか等々、やはり最も地域に適合した合理的な体制で農業が営まれるということが重要というふうな考えております。

その際、やっぱり基本になるのは、我が国の農業の持続的な発展という観点から見ますと、効率的かつ安定的な農業経営が生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが望ましいというところで、こうした経営を目指します認定農業者、農業法人に対して各般の施策を重点的に講じているところでありますけれども、他方におきまして、地域農業における効率的な農業生産体制を確保していくためには、やはりこういう経営を中核としつつも、地域におられます兼業農家でございまして高齢農家でございましてとか、こういう人たちの間で土地利用、水管理、農作業、こういった面での役割分担と連携というものを図ることが重要なのではないかとこのように考えております。

具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づきまして市町村が基本構想を策定するわけでございします。そこでは地域農業の将来像というものを明らかにするわけでございしますけれども、やはりその中で認定農業者と兼業農家等の間の役割分担というものを明確にしますとともに、高齢農家、農業就業人口の半分を占めておられるわけでございしますけれども、地域のまとめ役でございしますとか農業技術の伝承といった面での役割の発揮が期待されるということでございまして、生涯現役ということを目指して活動できるようにいろいろな施策というものを講じていきたいというふうに考えております。

○岩本太君 どうも御丁寧な説明ありがとうございます。

非常に哲学的で、わかったようなわからないようなあれですが、いろんな人があると思うんですね。したがって、先ほど言いましたように、專業ばかりでない、いろんなことをしつかりとらまえて、その実態がどうなのかということを考えてやっていただきたいということなんです。

先ほどちょっと風間先生の方からの御質問でもあったと思うんですけども、やっぱりしっかりと統計的な実態をつかんでおかなきゃだめなんです。

すね。私が聞くとところによりまして、これは本当かどうか知りませんが、昔の農林省の統計というのは、施策をやったその結果を見るための分野に限ってだけだったというように、だから、私は今一番大事なものは、農家という単位でつかまえる、農業だけじゃなくて農家という単位でつかまえるというのが必要じゃないかと思うんです。こういう意味で一度アプローチしたところあるんですけれども、農林省はその当時はやっておりませんでした。

そういう意味で、いろんな、ちよつと長くなつて申しわけございませんが、例えば農業経営なんというのも正規分布していませんから、両端で膨らんでいるようなあれですから、幾ら平均値出してやつたって、そんな農家は余りいないんですね。そういう実態をよくお考えいただきたいで、まず実態をしつかりつかんでいただきたい。

この辺についての取り組みを最後に大臣、一言だけよろしく願います。

○国務大臣(谷津義男) 今、先生御指摘のように、統計といましようか、そういう実態の数字といましようか、そういうものをしつかりとつかんでいかなければ次の政策というのはいまなかなか出切れないうふうにあるんですね。非常に大事だと。この点は先ほど風間先生からも御指摘があったとおりでございしますので、私どもとしては、統計情報部等からしつかりとしたそういう数字を掌握して、それをしつかりと、それで政策をやらなきゃならぬというふうに考えておりますので、御指摘のとおりだろうというふうに考えております。

○岩本太君 ありがとうございます。

○委員長(太田豊秋君) 他に御発言もないようです。本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○須藤美也子君 私は、日本共産党を代表して、

農林漁業公庫法の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

本改正によって、公庫は財投機関債を発行できるようになり、市場評価による効率化と称して、公庫の運営に市場原理が持ち込まれることになり

ます。市場原理の導入とは、財務の健全性の確保と返済可能な収益を上げるということであり、産業基盤の弱い農林漁業者に対し、低利かつ長期の貸し付けという、リスクの高い貸し出しとは両立できないものです。そのリスクの穴埋めを政府との一体性によるものであれば、財投機関債を発行せず業務を継続すべきであります。市場原理の導入と公庫の目的とは両立し得ないものであり、公庫本来の役割が後退する危険性さえ持つていま

す。実際、農協は、金融のグローバル化に対応し、市場原理の中で市中金融機関と対等に競争している体制を構築する必要があるとして合併を進めていますが、この中で多額の負債を抱えた農家への離農勧告など深刻な事態が生まれています。農林公庫への市場原理の導入によって同様な問題が起これかねません。

新設される農業経営育成強化資金、農業経営維持安定資金の二つの資金は、現行の制度の用途、用途を拡充したもので、農家の負債軽減の強い要望に沿ったもので、反対するものではありません。しかし、現行の制度では貸し出しの前提としていない経営診断や経営相談等を受けなければ貸し付けを受けられず、必ずしも使いやすい制度になったとは言えません。

以上、反対の理由を述べて、討論を終わります。

○委員長(太田豊秋君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(太田豊秋君) 多数と認めます。よって、

本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、郡司君から発言を求められておりますので、これを許します。郡司君。

○郡司君 私は、ただいま可決されました農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合及び無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議(案)

食料・農業・農村基本法を踏まえ、農業経営に意欲と能力のある者を幅広く確保することにより、効率的かつ安定的な農業経営を広範に育成し、地域の特性に応じた望ましい農業構造を確立することが求められている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、我が国農業の持続的な発展に万全を期すべきである。

一 農業経営資源活用総合支援対策において、意欲ある担い手が、経営環境の変化に対応しつつ、農業経営の改善を円滑に進められるよう、個々の経営の実情に応じた経営診断・相談を的確に実施するなど、経営育成強化資金、農業経営維持安定資金等の農業経営資源活用総合融資が適切に融通されるための万全の体制を整えること。

また、これら資金の貸付けに当たっては、迅速かつ適切な融資が行われるよう、融資手続の簡素化・合理化を図るとともに、物的担保や保証人の徴求について弾力的な運用に努めること。

二 農業経営資源活用総合融資の資金の融通を受けた者等に対し、その実情に応じた着実な農業経営の改善を図られるよう、農業改良普及センター、農業協同組合等の指導に万全を期すること。

三 農業経営資源活用総合融資の資金の融資枠

については、今後の資金需要を踏まえつつ、適切に確保すること。

四 意欲ある担い手を育成・確保するため、農地保有合理化事業を一層活用するとともに、経営を単位とした農業経営所得安定対策の確立に向けて検討を促進すること。

五 農家負債の現状にかんがみ、農家に対して民事再生法の適用がある場合には、農林漁業金融公庫も農家の実情に応じて適切な対応をとること。

六 農林漁業金融公庫債券を発行するに当たっては、農林漁業金融公庫の業務運営の一層の効率化及び財務内容の透明性を高めるためのディスクロージャーの充実を期するとともに、農林漁業者に対して一般の金融機関が融通することを困難とする長期かつ低利の資金を融通する公庫の使命が損なわれることのないようにすること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(太田豊秋君) ただいま郡司君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(太田豊秋君) 全会一致と認めます。よって、郡司君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、谷津農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。谷津農林水産大臣。

○国務大臣(谷津義男君) ただいま法案を可決いただき、ありがとうございました。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしました。今後最善の努力をいたしてまいります。

ありがとうございました。

○委員長(太田豊秋君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

平成十三年四月十二日印刷

平成十三年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局